

省令第2条第2項2号ホ(1)に規定する測定
排水基準等に係る項目

5月15日

1 アルキル水銀	<0.0001
2 総水銀	<0.0001
3 カドミウム	<0.01
4 鉛	<0.01
5 六価クロム	<0.01
6 砒素	<0.01
7 全シアン	<0.1
8 ポリ塩化ビフェニル	<0.0001
9 トリクロロエチレン	<0.001
10 テトラクロロエチレン	<0.001
11 ジクロロメタン	<0.001
12 四塩化炭素	<0.001
13 1・2ジクロロエタン	<0.001
14 1・1ジクロロエチレン	<0.001
15 シス1・2ジクロロエチレン	<0.001
16 1・1・1トリクロロエタン	<0.001
17 1・1・2トリクロロエタン	<0.001
18 1・3ジクロロプロペン	<0.001
19 チウラム	<0.005
20 シマジン	<0.003
21 チオベンカルブ	<0.02
22 ベンゼン	<0.001
23 セレン	<0.01
24 1・4ジオキサン	<0.05
25 塩化ビニルモノマー	<0.0002